

指定訪問介護事業者が行う「通院等のための乗車・降車の介助」の訪問介護費算定に必要な届出
に関し名古屋市が作成する意見書の取扱い指針について

第1 目的

この指針は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第3の3の（18）及び「通院等のための乗車・降車の介助」の適正な実施について（平成15年3月19日老振発第0319002号 老健局振興課長通知）の1の規定に基づき愛知県知事から意見を求められた場合に、本市が作成する意見書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 意見書の作成

意見書は、健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係において作成するものとする。なお、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の法令に抵触すると認められる等指定訪問介護サービスの適正な提供ができないと認められる場合は、意見書の作成を留保するものとする。

第3 意見書の作成にあたり聴取する事項等

- 1 意見書の作成にあたっては、愛知県知事あてに「通院等のための乗車・降車の介助」に係る訪問介護費算定の届出を行う指定訪問介護事業所（以下「当該事業所」という。）の管理者又はサービス提供責任者から次の事項について聴取するものとする。ただし、第6号及び第7号に掲げる事項については、既に「通院等のための乗車・降車の介助」を実施している事業所に限り聴取するものとする。

道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ている車両の保有状況
介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に定める訪問介護員等の資格を有し、かつ道路運送法（昭和36年6月25日法律第105号）に定める普通自動車第二種免許の資格を有する従業者の配置状況

当該事業所における「通院等のための乗車・降車の介助」の算定要件に関する取扱いの周知状況

当該事業所が定めるサービスの実施地域

当該事業所の運営規程で定める「通院等のための乗車・降車の介助」に係る利用料の算定方法

届出時における当該事業所の直近1か月の訪問介護費給付実績

当該事業所の訪問介護員等に対する研修の実施状況

- 2 前項第1号に定める聴取事項の内容に関し疑義があるときは、国土交通省中部運輸局自動車部旅客第二課に照会の上、確認するものとする。
- 3 第1項第1号から第7号に定める聴取事項に関し確認の必要があると認めるときは、介護保険法第23条の規定に基づき、当該事業所に対し文書の提出を求め、又は当該事業所の従業者に質問若しくは照会を行うものとする。

第4 意見書の様式

意見書の様式は、介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等の届出について（平成15年3月7日14高福第506号 愛知県健康福祉部長通知）に定める参考様式に準じて別紙のとおり定めるものとする。

第5 愛知県健康福祉部高齢福祉課（以下「県高齢福祉課」という。）との連携及び協力

常に「通院等のための乗車・降車の介助」の提供状況等の把握に努め、収集した情報は速やかに県高齢福祉課に連絡するとともに、県高齢福祉課において適時適切に実地指導が行われるよう緊密な連携・協力体制を確立するものとする。

第6 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この指針は、平成15年3月19日から施行する。